

令和 4 年 2 月 25 日

「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」が開始されます
(令和 4 年 3 月 1 日から適用)

京都府内保険薬局 各位

(一社) 京都府薬剤師会事務局

令和 4 年 3 月より、薬局において自宅療養・宿泊療養の患者に対して薬剤を配送した場合の配送料、および薬局従事者(薬剤師を除く)が直接届けた場合の交通費を支援する「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」が開始されるとの連絡が厚生労働省よりありましたので、お知らせします。
(配送料及び交通費は実費額のみ支援対象。)

なお、本事業について、現在実施されている「薬局における薬剤交付支援事業」と以下のとおり相違点がありますので、十分ご留意のほどお願いします。

(注)「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話等を用いた診療等の限定的・特例的な取扱い(いわゆる「O410 対応」)は継続されますが、それに係る配送料の支援は令和 4 年 2 月 28 日配送分までとなります。

現行事業(薬剤交付支援事業)との相違点

	現行事業	新たに実施される事業 (令和 3 年度補正予算による事業)
対象期間	・ 令和 4 年 2 月配送分まで	・ 令和 4 年 3 月配送分以降
対象者・補助額	・ O410 対応(薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額) ・ Cov 宿泊、Cov 自宅(薬剤の配送に要した費用の全額)	・ 新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者(薬剤の配送に要した費用)
対象経費	・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費	・ 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料 ・ 薬局の従事者(※1)が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費 *本事業において、人件費(3000円)は支援されません
実施実績の報告	・ O410 対応、Cov 宿泊、Cov 自宅の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告	・ 同左(変更なし)

※1: 薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外。

【令和 3 年 9 月 28 日、厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」より】

(問 16: 答) 保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋(備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。)に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 (500 点)を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器(以下「電話等」という。)を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2 (200 点)を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

本事業に関連する実施状況のご報告方法及び費用の請求様式等については、
おって、京都府薬剤師会ホームページ等にてお知らせする予定としております。
(本会HPトップページ「薬剤交付支援事業の申請について」)

調剤報酬点数表関係

問 16 自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋を受け付けた保険薬局の薬剤師が、保険医の求めにより、緊急に薬剤を配送し、当該患者に対して必要な薬学的管理指導を実施した場合、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、どのように考えればよいか。

（答）保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2（200 点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算できない。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問 17 問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 又は 2 を算定する場合、薬剤服用歴管理指導料に係る加算及び在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算を算定できるか。

（答）各加算の算定要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料に係る加算を算定できる。ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算は算定できない。

問 18 問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 又は 2 を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

（答）書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

調剤行為名称	略号
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1」	緊コ A
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2」	緊コ B